学校感染症(第二種・第三種)の診断書及び証明書

学校名　　岐阜工業高等専門学校

第　　学年　　学科　氏名

1.上記の者について、次の病気(〇印)と診断しました。

2.上記の者について、次の病気により　　年　　月　　日から　　年　　月　　日(　　日間)まで出席を停止したことを認めます。

種類	〇印	病　　名	出席停止期間の基準 (但し、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)
第二種		インフルエンザ(H5N1を除く) (　　型)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻しん	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
		結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種		コレラ	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
	(下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの)		
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで
		手足口病	発熱、口内疹などの急性期症状が消失して、全身状態が安定するまで
		伝染性紅斑	発しんのみで全身状態がよくなれば登校可能
		その他の感染症 (　　)	症状が改善し、全身状態の良くなるまで

(注)「その他の感染症」とは、ウィルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

平成　　年　　月　　日

医療機関名

医 師 名　　印